

2026年5月1日

お客様各位

伊丹産業株式会社
新エネルギー開発株式会社

電気供給約款等および電気需給約款等の変更のお知らせ

拝啓 晩春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「電気供給約款」および「電気供給（取次）約款」、「電気需給約款」および「電気需給（取次）約款」の内容につきまして、軽微な変更を行いました。

変更内容の詳細につきましては、後述の新旧対照表をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、約款変更に伴う、各種プラン内容および電気料金に変更はございません。

今後も、経営の合理化を徹底するとともに、サービスの向上に努めてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

2026年 5月 1日

新エネルギー開発株式会社

電気供給約款【低圧】の変更について

電気供給（取次）約款【低圧】、および電気供給約款【低圧】を2026年5月1日付で以下の通りに変更いたしますのでご案内申し上げます。

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">I 総則</p> <p>3 定義</p> <p>(15) 平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p>	<p style="text-align: center;">I 総則</p> <p>3 定義</p> <p>(15) 平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p>
<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>7 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p>	<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>7 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p>

変更前	変更後
<p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 契約期間は、別紙に別段の定めがある場合を除き、契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって、契約の消滅または変更がない場合は、別紙に別段の定めがある場合を除き、契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 <p>10 供給の開始</p> <p>(3) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、に電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためて、お客さまと協議の上需給開始予定日を定めて電気を供給いたします</p>	<p>(2) 契約期間は、別紙に別段の定めがある場合を除き、契約が成立した日から、廃止、または解約により契約が消滅する日までといたします。</p> <p>10 供給の開始</p> <p>(3) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためて、お客さまと協議の上需給開始予定日を定めて電気を供給いたします。</p>
<p style="text-align: center;">IV 料金の算定および支払い</p> <p>20 日割計算</p> <p>(1) 当社は、19 (料金の算定) (3)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基本料金は、別表「9 (日割計算の基本算式) (1)」により日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、別紙 I から V 従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表「5 (日割計算の基本算式)」により日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象外となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 	<p style="text-align: center;">IV 料金の算定および支払い</p> <p>20 日割計算</p> <p>(1) 当社は、19 (料金の算定) (3)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基本料金は、別表「10 (日割計算の基本算式) (1)」により日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、別紙 I から V 従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表「10 (日割計算の基本算式)」により日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象外となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

変更前	変更後
<p>22 料金その他の支払方法</p> <p>(5)お客様がご利用になった毎月の電気料金の請求明細内訳をウェブ上で確認、ダウンロードできるサービスを提供いたします。なお、郵送での請求書およびコンビニ請求書を希望される場合は、発行郵送手数料として、1通につき220円(税込み)が必要となります。</p> <p>23 延滞利息 (電気供給約款のみ)</p> <p>(1) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に1日あたり0.0274パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> $\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{8}{100}$	<p>22 料金その他の支払方法</p> <p>(5)お客さまがご利用になった毎月の電気料金の請求明細内訳をウェブ上で確認、ダウンロードできるサービスを提供いたします。なお、郵送での請求書およびコンビニ請求書を希望される場合は、発行郵送手数料として、1通につき220円(税込み)が必要となります。</p> <p>23 延滞利息 (電気供給約款のみ)</p> <p>(1) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に1日あたり0.0274パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> $\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{100}$
<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>30 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>お客さまの電気の使用が、次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設して</p>	<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>30 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>お客さまの電気の使用が、次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設して</p>

変更前	変更後
<p>いただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>33 損害賠償の免責（電気供給約款のみ）</p> <p>(1) 32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社および新エネルギー開発または一般送配電事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社および新エネルギー開発は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>いただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>33 損害賠償の免責（電気供給約款のみ）</p> <p>(1) 32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社または一般送配電事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p style="text-align: center;">VIII 工事費の負担</p> <p>42 お客様にかかわる工事の工事費負担金</p>	<p style="text-align: center;">VIII 工事費の負担</p> <p>42 お客さまにかかわる工事の工事費負担金</p>
<p style="text-align: center;">IX 保安</p> <p>50 保安に対するお客さまの協力（電気供給約款のみ）</p> <p>(5) 供給地点に至るまでの供給設備（一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社、新エネルギー開発が所有権を有する電気工作物については当社、新エネルギー開発が保安の責任を負います。</p>	<p style="text-align: center;">IX 保安</p> <p>50 保安に対するお客さまの協力（電気供給約款のみ）</p> <p>(5) 供給地点に至るまでの供給設備（一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社、新エネルギー開発が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負います。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">X その他</p> <p>52 反社会的勢力の控除</p> <p>53 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置 電気需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、電気需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税相当額を含む金額に改めるものとします</p>	<p style="text-align: center;">X その他</p> <p>52 反社会的勢力の排除</p> <p>53 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置 電気需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、電気需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税相当額を含む金額に改めるものとします。</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2025年4月1日から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2026年5月1日から実施いたします。</p>

<p>< 旧 ></p> <p>電気需給約款</p> <p>新エネルギー開発株式会社</p> <p>2023年4月17日</p>	<p>< 新 ></p> <p>電気需給約款</p> <p>新エネルギー開発株式会社</p> <p>2026年5月1日</p>
<p>目次</p> <p>X その他 3</p> <p>57 <u>専属的合意管轄裁判所</u>..... 3</p> <p>58 <u>消費税および地方消費税の税率変更の際の措置</u> 3</p> <p>59 <u>守秘義務</u>..... 3</p> <p>60 <u>電気需給契約消滅後の取扱い</u> 3</p> <p>61 <u>反社会的勢力の控除</u>..... 3</p> <p>62 <u>電気需給契約の解除</u>..... 3</p>	<p>目次</p> <p>X その他 3</p> <p>57 <u>専属的合意管轄裁判所</u> 3</p> <p>58 <u>消費税および地方消費税の税率変更の際の措置</u>..... 3</p> <p>59 <u>守秘義務</u> 3</p> <p>60 <u>電気需給契約消滅後の取扱い</u>..... 3</p> <p>61 <u>反社会的勢力の排除</u>..... 3</p> <p>62 <u>電気需給契約の解除</u>..... 3</p>
<p>・27 日割計算</p> <p>(1) 当社は、26(料金の算定)(1)の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 18(料金の算定)(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。</p> <p>イ 力率に変更が生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>	<p>27 日割計算</p> <p>(1) 当社は、26(料金の算定)(1)の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 26(料金の算定)(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。</p> <p>イ 力率に変更が生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>

<p>36 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に当社または一般送配電事業者の係員(当社または一般送配電事業者から委託を受けた係員を含みます。以下同じ。)を立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>(1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査</p> <p>(2) 52(保安等に対するお客さまの協力)(1)または(2)によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認</p> <p>(5) 38(供給の停止)、47(電気需給契約の消滅)(1)または49(解約等)により必要な処置</p> <p>(6) その他この約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>	<p>36 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に当社または一般送配電事業者の係員(当社または一般送配電事業者から委託を受けた係員を含みます。以下同じ。)を立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>(1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査</p> <p>(2) 56(保安等に対するお客さまの協力)(1)または(2)によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認</p> <p>(5) 38(供給の停止)、47(電気需給契約の消滅)(1)または49(解約等)により必要な処置</p> <p>(6) その他この約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>
<p>37 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</p> <p>ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</p> <p>ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合</p> <p>ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合</p> <p>ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p>	<p>37 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</p> <p>ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</p> <p>ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合</p> <p>ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合</p> <p>ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p>
<p>43 損害賠償の免責</p> <p>(1) 当社は、11(供給の開始)(3)にしたがって、お客さまに対し差額の負担をする場合を除き、あらかじめ定めた需給開始日に当社が電気を供給できない場合にも、お客さまの 受けた損害の賠償の責任を負いません。</p>	<p>43 損害賠償の免責</p> <p>(1) 当社は、11(供給の開始)(2)にしたがって、お客さまに対し差額の負担をする場合を除き、あらかじめ定めた需給開始日に当社が電気を供給できない場合にも、お客さまの 受けた損害の賠償の責任を負いません。</p>
<p>45 電気需給契約の変更</p> <p>(3) 14 電気需給契約書の作成 で作成した電気需給契約書に記載の内容に変更が必要な場合は、電気需給契約内容変更通知書を作成いたします。電気需給契約内容変更通知書は当社が適当と判断した方法によりお客さまへ通知し、お客さまマイページに掲載いたします。</p>	<p>45 電気需給契約の変更</p> <p>(3) 14(電気需給契約書の作成)により作成した電気需給契約書に記載の内容に変更が必要な場合は、電気需給契約内容変更通知書を作成いたします。電気需給契約内容変更通知書は当社が適当と判断した方法によりお客さまへ通知し、お客さまマイページに掲載いたします。</p>
<p>49 解約等</p> <p>(3) 46(名義の変更)の際に、当社は電気需給契約を解約し、または 31(保証金)に基づき追加の保証金の提供を要請する権利を有します。</p>	<p>49 解約等</p> <p>(3) 46(名義の変更)の際に、当社は電気需給契約を解約し、または 32(保証金)に基づき追加の保証金の提供を要請する権利を有します。</p>

<p style="text-align: center;">X その他</p> <p>61 反社会的勢力の控除</p> <p>(1) お客さまは、契約の成立時および将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、および、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(法令により取引が義務付けられているものを除きます。)を有していないことを表明していただきます。</p> <p>(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 暴力的な要求行為 ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 ホ その他前各号に準ずる行為 <p>(3) 当社は、お客さまが(1)または(2)に違反した場合、お客さまに対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものいたします。</p>	<p style="text-align: center;">X その他</p> <p>61 反社会的勢力の排除</p> <p>(1) お客さまは、契約の成立時および将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、および、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(法令により取引が義務付けられているものを除きます。)を有していないことを表明していただきます。</p> <p>(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 暴力的な要求行為 ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 ホ その他前各号に準ずる行為 <p>(3) 当社は、お客さまが(1)または(2)に違反した場合、お客さまに対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものいたします。</p>
<p>62 電気需給契約の解除</p> <p>当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、47(電気需給契約の消滅)によらず電気需給契約を解除することができます。(1) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。)であると判明した場合。</p> <p>(2) お客さまが、61(反社会的勢力の控除)の表明保証に反していることが判明した場合。</p>	<p>62 電気需給契約の解除</p> <p>当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、47(電気需給契約の消滅)によらず電気需給契約を解除することができます。(1) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。)であると判明した場合。</p> <p>(2) お客さまが、61(反社会的勢力の排除)の表明保証に反していることが判明した場合。</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この約款の実施期日</p> <p>この約款は、<u>2023年5月1日</u>から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この約款の実施期日</p> <p>この約款は、<u>2026年5月1日</u>から実施いたします。</p>

<p>< 旧 ></p> <p>電気需給（取次）約款</p> <p>伊丹産業株式会社</p> <p>2023年5月1日</p>	<p>< 新 ></p> <p>電気需給（取次）約款</p> <p>伊丹産業株式会社</p> <p>2026年5月1日</p>
<p>目次</p> <p>X その他 3</p> <p>57 専属的合意管轄裁判所 3</p> <p>58 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置 3</p> <p>59 守秘義務 3</p> <p>60 電気需給(取次)契約消滅後の取扱い 3</p> <p>61 反社会的勢力の控除 3</p> <p>62 電気需給契約の解除 3</p>	<p>目次</p> <p>X その他 3</p> <p>57 専属的合意管轄裁判所 3</p> <p>58 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置 3</p> <p>59 守秘義務 3</p> <p>60 電気需給(取次)契約消滅後の取扱い 3</p> <p>61 反社会的勢力の排除 3</p> <p>62 電気需給契約の解除 3</p>
<p>・27 日割計算</p> <p>(1) 当社は、26(料金の算定)(1)の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 18(料金の算定)(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。</p> <p>イ 力率に変更が生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>	<p>27 日割計算</p> <p>(1) 当社は、26(料金の算定)(1)の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 26(料金の算定)(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。</p> <p>イ 力率に変更が生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>

<p>37 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合 	<p>37 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
<p>43 損害賠償の免責</p> <p>(1) 当社は、11(供給の開始)(3)にしたがって、お客さまに対し差額の負担をする場合を除き、あらかじめ定めた需給開始日に当社が電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。</p>	<p>43 損害賠償の免責</p> <p>(1) 当社は、11(供給の開始)(2)にしたがって、お客さまに対し差額の負担をする場合を除き、あらかじめ定めた需給開始日に当社が電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。</p>
<p>45 電気需給(取次)契約の変更</p> <p>(3) 14 電気需給(取次)契約書の作成 で作成した電気需給(取次)契約書に記載の内容に変更が必要な場合は、電気需給(取次)契約内容変更通知書を作成いたします。電気需給(取次)契約内容変更通知書は当社が適当と判断した方法によりお客さまへ通知し、お客さまマイページに掲載いたします。</p>	<p>45 電気需給(取次)契約の変更</p> <p>(3) 14(電気需給(取次)契約書の作成)により作成した電気需給(取次)契約書に記載の内容に変更が必要な場合は、電気需給(取次)契約内容変更通知書を作成いたします。電気需給(取次)契約内容変更通知書は当社が適当と判断した方法によりお客さまへ通知し、お客さまマイページに掲載いたします。</p>
<p>49 解約等</p> <p>(3) 46(名義の変更)の際に、当社は電気需給(取次)契約を解約し、または 31(保証金)に基づき追加の保証金の提供を要請する権利を有します。</p>	<p>49 解約等</p> <p>(3) 46(名義の変更)の際に、当社は電気需給(取次)契約を解約し、または 32(保証金)に基づき追加の保証金の提供を要請する権利を有します。</p>

<p style="text-align: center;">X その他</p> <p>61 反社会的勢力の控除</p> <p>(1) お客様は、契約の成立時および将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、および、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(法令により取引が義務付けられているものを除きます。)を有していないことを表明していただきます。</p> <p>(2) お客様は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 暴力的な要求行為 ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 ホ その他前各号に準ずる行為 <p>(3) 当社は、お客様が(1)または(2)に違反した場合、お客様に対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに契約を解約することができるものとし、お客様は、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものいたします。</p>	<p style="text-align: center;">X その他</p> <p>61 反社会的勢力の排除</p> <p>(1) お客様は、契約の成立時および将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、および、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(法令により取引が義務付けられているものを除きます。)を有していないことを表明していただきます。</p> <p>(2) お客様は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 暴力的な要求行為 ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 ホ その他前各号に準ずる行為 <p>(3) 当社は、お客様が(1)または(2)に違反した場合、お客様に対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに契約を解約することができるものとし、お客様は、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものいたします。</p>
<p>62 電気需給(取次)契約の解除</p> <p>当社は、お客様が次の各号の一に該当する場合、47(電気需給(取次)契約の消滅)によらず電気需給(取次)契約を解除することができます。</p> <p>(1) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。)であると判明した場合。</p> <p>(2) お客様が、61(反社会的勢力の控除)の表明保証に反していることが判明した場合。</p>	<p>62 電気需給(取次)契約の解除</p> <p>当社は、お客様が次の各号の一に該当する場合、47(電気需給(取次)契約の消滅)によらず電気需給(取次)契約を解除することができます。</p> <p>(1) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。)であると判明した場合。</p> <p>(2) お客様が、61(反社会的勢力の排除)の表明保証に反していることが判明した場合。</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この約款の実施期日</p> <p>この約款は、<u>2023年5月1日</u>から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この約款の実施期日</p> <p>この約款は、<u>2026年5月1日</u>から実施いたします。</p>